

# 日米貿易協定：日本の譲許表



## チーズ

2020年1月1日に発効した日米貿易協定により、米国産輸入品の関税が引き下げられました。ここではチーズについて、米国が対日輸出実績のある主な品目の関税について説明しております。詳細およびその他の品目についてはこちら <http://www.usdajapan.org/ja/usjta/> をご参照ください。

品名 日本の HS コード(税番)	基準 税率	2026 年度	2027 年度	2028 年度	最終関税率 (年度)	2025 年 米国からの 輸入額(千 円)
ハードチーズ（チェダー、ゴーダ、モントレージャック等） 040690090	29.8%	13.0%	11.1%	9.3%	無税(2033)	23,219,678
フレッシュチーズ（シュレッドチーズ） 040610020	22.4%	9.8%	8.4%	7.0%	無税(2033)	3,887,218
クリームチーズ（脂肪分 45%未満）、プロ セスチーズ原料用関税割当枠内は除外 040610090	29.8%	13.0%	11.1%	9.3%	無税(2033)	4,155,851
クリームチーズ（脂肪分 45%以上）、プロ セスチーズ原料用関税割当枠内は除外 040610090	29.8%	26.8%	26.8%	26.8%	26.8% (2019)	
おろし、または粉チーズ（ナチュラルチーズ） 040620200	26.3%	11.5%	9.8%	8.2%	無税(2033)	3,109,018
おろし、または粉チーズ（プロセスチーズ） 040620100	40%	17.5%	15.0%	12.5%	無税(2033)	5,452
ブルーチーズ、プロセスチーズ原料用関税割当 枠内は除外 040640090	29.8%	17.6%	16.2%	14.9%	14.9% (2028)	850

**国別関税割当枠(CSQ)：**日本は米国産プロセスチーズ（おろし・粉チーズは対象外）に国別関税割当枠を設定し、当初の105トンから10年間で150トンまで拡大する。割当枠内の関税は40%から32.7%に即時引き下げられ、2028年までに段階的に撤廃される。

HS コード 040630000	割当枠 外	1 年目 (2019)	2 年目 (2020)	3 年目 (2021)	4 年目 (2022)	5 年目 (2023)	6 年目 (2024)	7 年目 (2025)	8 年目 (2026)	9 年目 (2027)	10 年目 (2028)
CSQ(トン)	--	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150
関税率	40%	32.7%	29.0%	25.4%	21.8%	18.1%	14.5%	10.9%	7.2%	3.6%	0.0%

**市場要件：**日本と欧州連合（EU）との合意の下、フェタ、フォンティーナ、アジアーゴ、ゴルゴンゾーラなど特定のチーズ用語の使用が制限されているが、チェダー、モッツアレラ、カマンベール、ゴーダなど、その他の一般用語は一般的に使用できる。制限を受けている用語のリストは、日本政府の[ウェブサイト](#)に掲載されている。

お問い合わせは、アメリカ大使館 農産物貿易事務所（[atotokyo@usda.gov](mailto:atotokyo@usda.gov)、電話：03-3224-5115）まで。

最終更新日：2026年3月31日